



出産育児にかかわる 社会保険の支援制度

今回は、出産・育児を支援する
社会保険制度について説明します。

答える人

先生
社会保険労務士

聞く人

由香(33歳)
会社員
(社会保険担当)



産前産後休業・育児休業の社会保険料免除のイメージ



免除の効果

事業主と本人が半額ずつ負担している社会保険料がいずれも免除になります。
将来の年金額は、保険料を払ったものとして計算されます。

具体的な免除期間

- 免除期間は月単位で数える
- 免除開始月: 休業開始月
例 産前休業開始月、育児休業開始月
- 免除終了月: 休業終了日の翌日が属する月の前月
例 産後休業終了日 8月31日
→ 8月分まで免除
育児休業終了日 8月30日
→ 7月分まで免除
- 産前休業6週: 出産日以前42日間(多胎妊娠は98日)※予定日より出産が遅れた場合は、予定日以前42日
- 産後休業8週: 出産日の翌日から56日間
- 育児休業: 原則として、1歳までの育児休業は男女とも会社に申し出れば取得できます。1歳時点で保育所に入れない場合は、1歳6カ月まで延長できます。

育児休業または産休から復帰したときの社会保険料負担を軽減する制度 子どもの養育期間が年金額低下に影響することを防止する制度

年金記録は、給与相当額を等級表に当てはめた標準報酬月額が月ごとに登録されています。標準報酬月額は1年に1回見直しを行い、給与改定などがあつた場合、随時見直すことがあります。

将来の厚生年金の年金額は、標準報酬月額に基づいて計算されるため、標準報酬月額が下がると、負担する社会保険料は下がりますが、年金額に影響があります。

※給与から控除される社会保険料は、「標準報酬月額×保険料率」の計算式で算出されています。

【育児休業後に年金額低下の防止制度を利用した場合】



年金額低下を防止する制度(養育特例制度)
子どもが3歳になるまでの期間に標準報酬月額が下がっても、出生月の前月分の保険料を払ったものとして年金額が計算される制度。下がったかどうかの基準になる標準報酬月額は、子どもが生まれた月の前月(基準月)の標準報酬月額。

育児休業から復帰したときの保険料軽減制度
育児休業から復帰したとき、短時間勤務や残業手当の減少等で給与相当額が下がった場合、復帰4カ月目に給与相当額に応じた保険料改定を会社に申し出て、会社経由で保険料を下げる手続きが可能(ただし、傷病手当金や出産手当金を受ける予定がある場合は、給付額に影響するので注意)。

年金額低下を防止する厚生年金の養育特例制度

制度利用の申し出は、標準報酬月額が下がったときだけでなく、子どもが生まれた際や子どもが3歳になるまでの間に転職・転籍したとき、育児休業から復帰したときなどにあらかじめの申し出も可能。子どもが生まれる前に退職し、3歳になるまでに再就職した場合は、生まれた月の前月より直近1年以内で最後の厚生年金加入月が基準月となる。

MEMO

出産・育児にかかわる 4つの社会保険の支援制度

健康保険と厚生年金保険の加入者が利用できる制度は次のとおりです。

- 1 産前産後休業期間中の社会保険料の免除制度
 - 2 育児休業期間中の社会保険料の免除制度
 - 3 産前産後休業または育児休業から復帰したときの社会保険料負担を軽減する制度
 - 4 子どもの養育期間が年金額低下に影響することを防止する制度
育児休業を取らなくても、3歳未満の子どもを養育中の厚生年金保険加入者(男女とも)が利用できます。
- 1と2は、産前産後休業や育児休業を取ると会社が手続きを行ってくれますが、3と4は、本人から会社へ制度利用の申し出があつた場合に会社が手続きを行います。

由香 会社で初めて産休に入る人がいて、手続きをいろいろ調べたのですが、なかなか全体がつかめません。
先生 産休を取った後は、どんな予定なのでしょう?
由香 会社の規程に基づいて、育児休業を取りたいと話していました。
先生 その方は、社会保険に加入していますか?
由香 はい、3年前に入社して、健康保険と厚生年金保険に加入しています。

先生 そうすると、産前産後休業と育児休業中は、社会保険料の免除制度を利用できますね。
由香 出産前は年次有給休暇(年休)を取るそうなので、免除にならないですよね?
先生 いいえ、有給・無給を問わず、産前42日・産後56日のうち、妊娠または出産を理由に仕事を休んだ期間は、免除になりますよ。
由香 え、そうなんですか? 年休消化日は健康保険の出産手当金の支給対象外なので、社会保険料も免除にならないと思っていました。先に聞いておいてよかったです。
先生 では、出産と育児にかかわる社会保険の4つの支援制度の概要をご説明しましょう。

えがおジャーナル

えがおジャーナル

横山 玲子
社会保険労務士
よこやま・れいこ
横山玲子社会保険労務士事務所代表。
横山玲子社会保険労務士
事務所ホームページ
http://www.r-yokoyama-office.jp/
Twitterアカウント @mayokor